

京都市告示第 170 号

京都芸術センターの指定管理者である財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年 6月23日

京都市長 門川 大作

京都芸術センターについて平成20年7月14日（月）から平成20年7月16日（水）までを臨時休所とする。

（理由）

祇園祭の開催に伴い京都芸術センター入り口に面している室町通付近が出店等で非常に混雑し、センター運営に支障を来たすおそれがあるため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）